

第4期亀岡市地域福祉計画 策定に向けて

令和8年8月

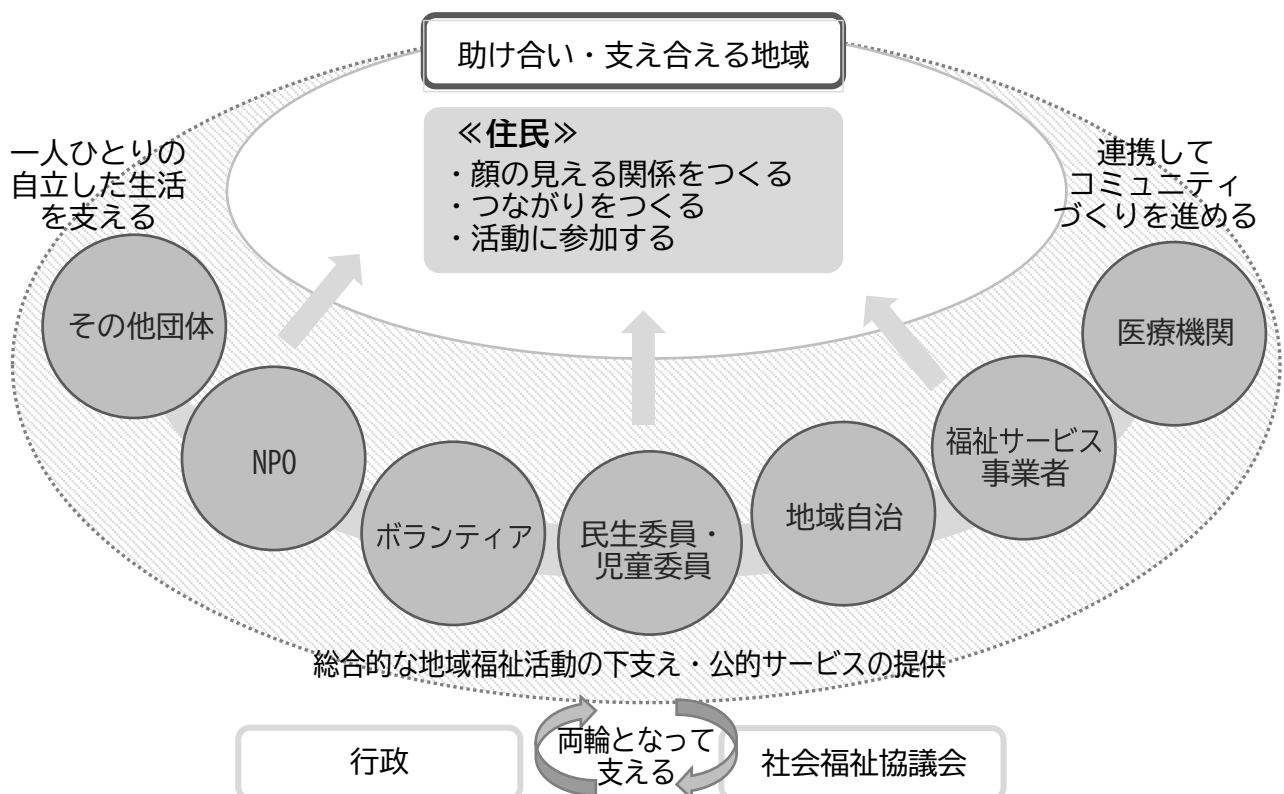
1. 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

- 「福祉」は、“しあわせ”という意味を持つ「福」と“さいわい”という意味を持つ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。
- 「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。
- 一方、少子高齢化や人口減少、世帯構成やライフスタイルの変化などにより、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域のつながりの希薄化や孤独・孤立、生活上の困りごとの複雑化・複合化など、福祉ニーズも多様化しています。こうした中、誰もが安心して暮らしていくためには、公的なサービスの充実に加え、地域の中で人と人がつながり、互いに支え合うことがますます重要となっています。

「誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、市民、地域団体、福祉関係者、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割を生かしながらつながり、支え合い、地域の様々な課題の解決にともに取り組んでいくこと」が『地域福祉』です。

■地域福祉のイメージ

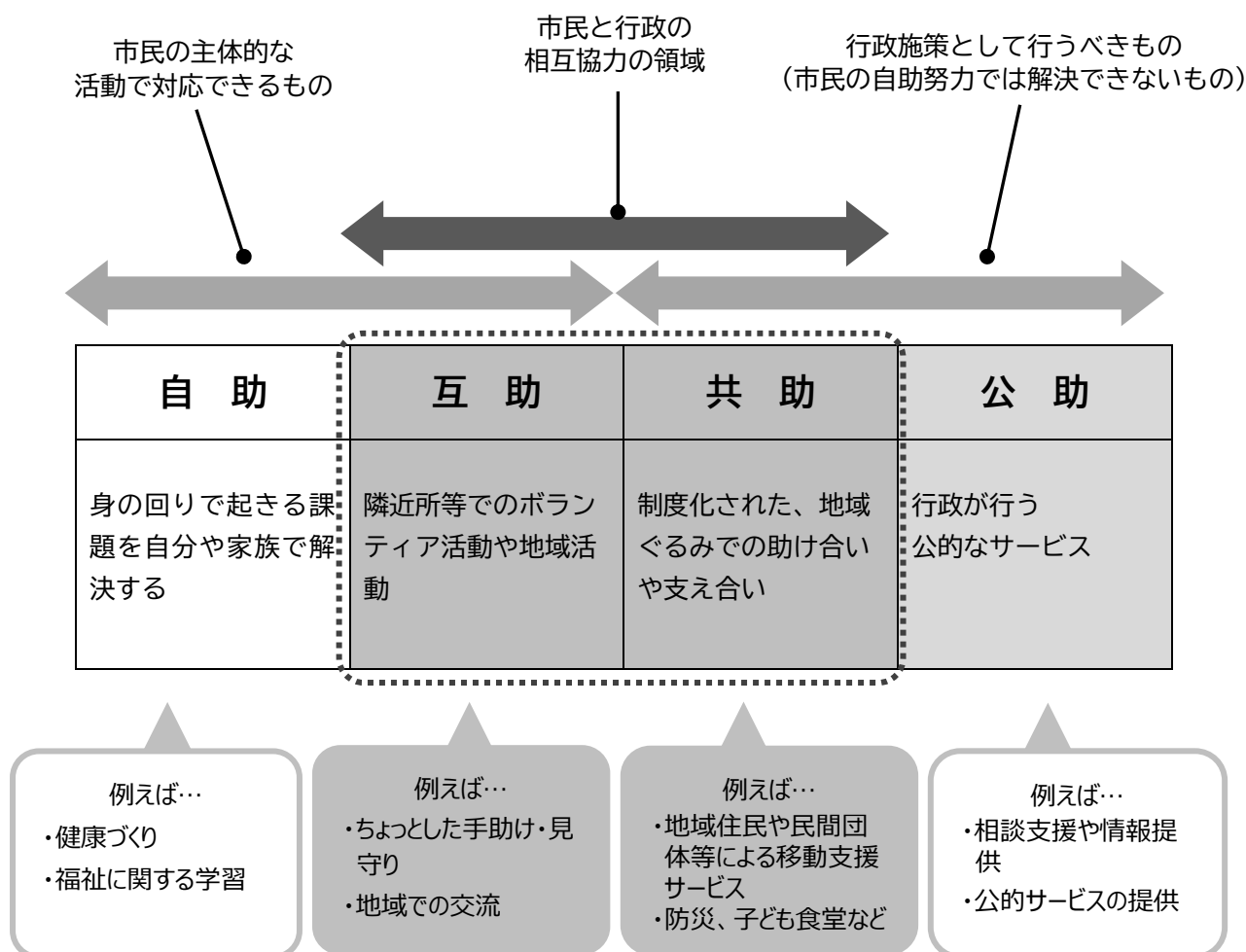


(2) 「自助」「互助・共助」「公助」の考え方

- 地域福祉を推進するためには、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割を果たしながら、お互いに力を合わせて地域の課題に取り組む必要があります。そのため、「自助」「互助・共助」「公助」がそれぞれの役割を果たし、相互に支え合う視点が重要となります。
- 今後、人口減少や少子高齢化がさらに進み、単身世帯の増加や地域の担い手不足なども見込まれる中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、公的な制度やサービスの充実とともに、身近な地域でのつながりや見守り、支え合いなど、地域の様々な主体が協力して取り組むことが一層重要となります。

地域の中での住民同士の助け合いや支え合い（互助・共助）

■「自助」「互助・共助」「公助」



2. 地域福祉計画について

(1) 計画の法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する計画であり、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど各福祉分野に共通する事項を定めるとともに、地域生活課題の解決に向けた取組や包括的な支援体制の整備など、地域福祉を総合的に推進するための基本的な方向性を示すものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となり、地域住民や福祉関係団体、事業者などが地域福祉の推進に向けて取り組む具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。地域福祉計画と相互に連携・補完しながら、地域福祉を推進します。

■社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条（抄）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 六 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項

(2) 各種計画との関連性

本計画は、本市のまちづくりの基本的な方向性を示す「第 5 次亀岡市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援など、各福祉分野の計画との整合を図りながら、これらに共通する地域福祉の理念や取組の方向性を示す計画として位置づけます。

また、保健・医療、教育、防災、市民協働、まちづくりなど、福祉分野以外の関連計画とも連携を図り、地域福祉を総合的に推進します。

(3) 計画の期間

本計画は、令和 9 年度（2027 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの 6 年間を計画期間とします。

(4) 踏まえるべき事項

近年、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構成やライフスタイルの変化などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、地域のつながりの希薄化や孤独・孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域で抱える課題も多様化・複雑化しています。

こうした課題の中には、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など、複数の分野にまたがるものや、既存の制度だけでは十分に対応することが難しいものもあります。そのため、各分野の支援機関が連携・協働しながら、本人や世帯の状況を包括的に受け止め、必要な支援につなげていくことが一層重要となっています。

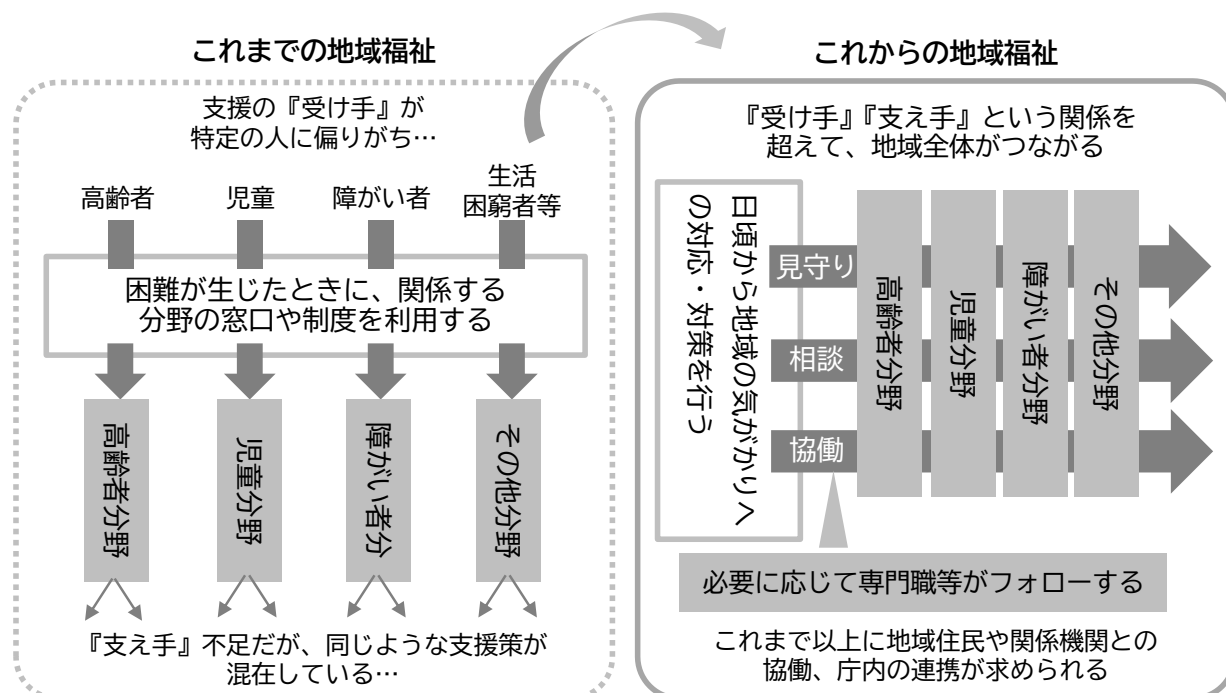
■地域福祉を取り巻く主な課題

- 人口減少・少子高齢化の進行、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加
- 世帯構成やライフスタイルの変化、地域のつながりの希薄化
- 地域活動の担い手不足や、地域で支え合う力の低下
- 孤独・孤立、生活困窮、ひきこもりなど、社会とのつながりに関する課題の顕在化
- 高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など、複数の課題が重なり合う世帯の増加
- 既存の制度や分野ごとの支援だけでは対応が難しい「制度の狭間」の課題
- 身寄りがない人や家族による支援を受けにくい人への支援、権利擁護など新たな課題への対応
- 災害時の支援など、平時からの地域のつながりを生かした支援体制づくり

国では、「地域共生社会」の実現に向け、制度や分野、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域全体で支え合うことを目指しています。複雑・複合化する課題に対応するため、分野横断的な相談や見守り、協働の場などの「横串」をさし、地域全体で課題解決に取り組むことが求められています。



■地域福祉に関する取組の変化



3. 地域福祉を取り巻く動向について

(1) 国の動向

年	地域福祉	高齢者	障がい者	子ども・若者
H28 (2016)	厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」		障害者総合支援法及び児童福祉法一部改正 発達障害者支援法一部改正	児童福祉法一部改正 母子保健法一部改正 子供・若者育成支援推進大綱(第2次)策定
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置			
H29 (2017)	成年後見制度利用促進基本計画閣議決定			
	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
	地域福祉計画策定 ガイドライン提示	介護保険法改正		
H30 (2018)	生活困窮者自立支援法一部改正			子ども・子育て支援法一部改正
R1 (2019)	就職氷河期世代の調査の実施			母子保健法一部改正
R2 (2020)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正			
	地域福祉計画策定 ガイドライン提示	介護保険法改正		
R3 (2021)	重層的支援体制整備事業の創設		医療的ケア児支援法成立	子供・若者育成支援推進大綱(第3次)策定
	第二期成年後見制度利用促進基本計画閣議決定			
R4 (2022)	自殺総合対策大綱閣議決定		障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法成立 障害者総合支援法8法一括改正	児童福祉法一部改正
R5 (2023)	孤独・孤立対策推進法成立	認知症基本法成立 介護保険法改正		こども基本法施行 こども家庭庁発足
R6 (2024)	生活困窮者自立支援法等一部改正	認知症基本法施行		改正児童福祉法施行(こども家庭センター等) 子ども・子育て支援法等改正
R7 (2025)	「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ		高次脳機能障害者支援法	
R8 (2026)	地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充等 ↓ 社会福祉法一部改正			

国では、平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」を契機として、制度や分野を超え、地域住民や地域の多様な主体が支え合う「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められてきました。平成29年の社会福祉法改正では、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、高齢、障がい、子どもなど各福祉分野に共通する事項を定める、いわゆる福祉分野の「上位計画」として位置づけられました。

さらに、令和2年の社会福祉法改正では、地域生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備に関する事項が、地域福祉計画に盛り込むべき事項として位置づけられました。また、複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

■社会福祉法一部改正の変更点

	改正前	改正後（平成29年）	改正後（令和2年）	改正後（令和9年）
位置付け	任意	努力義務 福祉分野の「上位計画」	努力義務 福祉分野の「上位計画」	努力義務 福祉分野の「上位計画」
計画への 記載事項	一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 左記 3 項目 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項	一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 左記 3 項目 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項	左記 5 項目 六 地域における保健医療、労働、教育、住まい、地域再生及び防災に関する施策、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
手引き	平成14年の策定指針	ガイドライン提示	ガイドライン提示	—

その後も地域共生社会のさらなる展開に向けた検討が進められ、令和7年5月には「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめが示されました。さらに、令和8年6月には社会福祉法等の一部を改正する法律が公布され、地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充をはじめ、身寄りのない人への支援、権利擁護支援、災害福祉支援体制の整備など、地域共生社会の実現に向けた取組がさらに進められることとなっています。あわせて、市町村地域福祉計画に定める事項として、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、防災、消費者施策など、関連施策との連携に関する事項が新たに追加されました。

（２）府の動向

京都府では、少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加が進む中、地域のつながりや支え合い機能の低下、地域福祉の担い手不足、孤独・孤立をはじめとする複雑・複合化した課題への対応が求められていることを踏まえ、令和6年（2024年）3月に「第4次京都府地域福祉支援計画」が策定されました。

同計画では、「年齢や障害のあるなしにかかわらず、個人の尊厳を守りながら、一人ひとりが地域社会の一翼を担い、互いに支え合い、希望を実現できる地域共生社会の確立」を基本理念とし、「地域における包括的な支援体制の整備」、「様々な地域福祉課題に対する取組」、「地域福祉を支える担い手の確保・育成」、「災害時にも強い地域福祉の推進」の4つを重点的な取組の方向性として、市町村における地域福祉の推進を支援しています。

4. 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業は、地域住民やその世帯が抱える複雑・複合化した課題に対応するため、分野や属性を問わず相談を受け止める「相談支援」、社会とのつながりを支える「参加支援」、地域での交流や活動の場をつくる「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、包括的な支援体制を整備する事業です。

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮など、それぞれの分野で行われてきた支援を生かしながら、分野を超えて関係機関が連携し、本人や世帯全体の課題を受け止め、必要な支援につなげていくことを目指します。

■重層的支援体制整備事業の3つの支援

法：社会福祉法

3つの支援	事業
1. 対象者の属性を問わない相談支援	①包括的相談支援事業 （法第106条の4第2項第1号） イ：【介護】地域包括支援センターの運営 ロ：【障害】障害者相談支援事業 ハ：【子ども】利用者支援事業 ニ：【困窮】自立相談支援事業 ②多機関協働事業・支援プランの作成 （法第106条の4第2項第5号及び第6号） ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （法第106条の4第2項第4号）
2. 多様な参加支援	④参加支援事業 （法第106条の4第2項第2号）
3. 地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業 （法第106条の4第2項第3号） イ：【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業） ロ：【介護】生活支援体制整備事業 ハ：【障害】地域活動支援センター事業 ニ：【子ども】地域子育て支援拠点事業 ホ：【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

※支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施

（２）地域福祉計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための基本的な方向性を示す計画であり、重層的支援体制整備事業は、その中でも複雑・複合化した課題への対応や包括的な支援体制の整備を具体的に進めるための取組の一つです。

社会福祉法では、重層的支援体制整備事業を実施する市町村は「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとされており、同計画は市町村地域福祉計画をはじめとする関連計画と調和を図ることとされています。

亀岡市では、令和6年度（2024年度）から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しており、第4期地域福祉計画に第2期重層的支援体制整備事業実施計画を内包し、地域福祉計画と一体的に推進します。

■両計画の関係

